## 重要事項説明書

記入年月日	2025年8月1日
記入者名	神庭 直樹
所属·職名	そんぽの家 枚方西 施設長

### 1 事業主体概要

力 升	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ	しゃ			
名称	SOMPOケア株式会社				
法人番号	1260001015656				
主たる事務所の所在地	〒 140−0002				
主にの事務所の所任地	東京都品川区東品川四丁目12番8号				
	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170			
連絡先	メールアドレス				
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/			
代表者 (職名/氏名)	代表取締役	/ 鷲見 隆充			
設立年月日	1997年5月26日				
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービ 介護保険事業	、ス一覧表)			

## 2 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな) そ	んぽのいえ	ひらかたり	こし			
	ز	そんぽの家	枚方西				
届出・登録の区分	有料老人ホー	ム設置時の	老人福祉法	第29	条第1	項に規	定する届出
有料老人ホームの類型	介護付(一般	型特定施設	入居者生活	介護を	提供す	る場合	
所在地	〒 573−006	5					
別1生地	大阪府枚方市出口一丁目5番50号						
主な利用交通手段	京阪本線「光	善寺」駅下	車、約1,20	00m(徒歩約20分)			
	電話番号			072-861-3711			
	FAX番号		072-861-3712				
連絡先	メールアドレス						
	ホームページアドレス		https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000291				
管理者 (職名/氏名)	施設長			/	神庭	直樹	
有料老人ホーム事業 開始日/届出受理日	200	)5年3月1日		/			2004年7月22日 高施第1323号

### (特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408619	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護	指定日	指定の更新日 (直近)	
指定日・指定の更新日 (直近)	2018年5月1日		2024年5月1日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408619	所管している自治体名	枚方市
介護予防	指定日	指定の更新日 (直近)	
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	2018年5月1日		2024年5月1日

### 3 建物概要

连彻帆女									
	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間					~			
	面積	1	, 918. 0	m²					
	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
	賃貸借契約の期間					~			
	延床面積	1,	680.76	㎡(うち有	育料老人ホー	ーム部分	1, 680. 76 m²)		
建物	竣工日		2005年1	月30日		用途区分		有料老人	、ホーム
<b>是初</b>	耐火構造		等物	その他の	の場合:	<del>景合:</del>			
	構造	鉄骨造		その他の	の場合:				
	階数	3	階	(地上	3	階、地階	0	階)	
	サ高住に登録して	いる場合	3、登録基	<b>基準への</b> 近	<b></b>				
	総戸数	49	戸	届出又は	は登録 (指	6定)をし	た室数	49室	(49室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	X	X	0	13. 12	39	1人部屋
	介護居室個室	0	0	X	X	0	13. 22	10	1人部屋
居室の 状況									
1/1/1/L									
	共用トイレ	3 か所 🛑		うち男女	、別の対応	が可能な	<b>ドイレ</b>	0	か所
	六加工イレ	J	ולני א	うち車橋	子等の対	け応が 可能	はなトイレ	3	か所
	共用浴室	個室	5	か所		か所			
	共用浴室におけ る介護浴槽	機械浴	1	か所			か所	その他:	
	食堂	3	か所	面積	154. 15	八百石(不			
共用施設	機能訓練室	3	か所	面積	154.15 m <sup>2</sup> 用でき		用できる調		
	エレベーター	あり(ス	トレッチ	・ヤー対応	<u>z</u> )	1	か所		
	廊下	中廊下		m	片廊下	1.8	m		
	汚物処理室		3	か所					
	<b>取 各 \ Z 和 壮 昭</b>	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所/職 しているP	員が携帯 HS	通報先から居室ま		での到着子	定時間	1~3分
	その他	食堂・談	話室兼機	能訓練指	導室・健	康管理室	兼相談室・鳥	駐車場(97	台)・駐輪場(8台)
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予						
	防火管理者	あり	消防計画	Ī	あり	避難訓練	の年間回数	2	□
						•			

## 4 サービスの内容 (全体の方針)

運営に関する方針		入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立 支援サービスを提供することを通じて、生活の質の 向上を目指します。また、地域とのかかわりを深 め、入居者の地域での暮らしを支えます。
サービスの提供内容に関する特色		のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施・委託	SOMPOケアフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援(供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		<状態把握サービス> その日の状態及びケアプランに応じた居室訪問時、 又は食事時に安否確認や声掛けを行う。 <生活相談サービス> 日中、随時、日常生活における利用者の心配事や悩み等の相談に応じ、助言を行う。
サ高住の場合、常駐する	る者	
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関
(大)(X 10 19) (7 )(上方)(1)(X 10)	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択に、	よるサービス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

虐待防止	1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る (6) 虐待の防止のための指針の整備 (7) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。
身体的拘束	1 事業者は、活定特定施設入居代表の保護では、入居者の名とは、人居のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
非常災害対策	本ホームは、非常災害が発生した場合は、あらかじめ策定した消防計画に従い、入居者の避難等適切に対応する。 本ホームは、非常災害に備えて地域の協力機関と連携を図るとともに、定期的に消防訓練(消火訓練・通報訓練・避難訓練)その他必要な訓練を行う。

## (介護サービスの内容)

び介	産施設サービス計画及 ↑護予防特定施設サー 、計画等の作成	1 事業者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画(以下「サービス計画等」という)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 前項の計画作成担当者は、次の各号の規定に従い、サービス計画等を作成するものとする。 (1) サービス計画等の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。 (2) 入居者または家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容ならびに介護サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画等の原案を作成する。 (3) サービス計画等の作成に当たっては、その原案の内容について入居者またはその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。 (4) サービス計画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。 (5) サービス計画等を作成した際には、サービス計画等を入居者にででする。 (6) サービス計画等の変更を行うものとする。 (6) 前第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号の規定は、前号に規定するサービス計画等の変更について準用する。
	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。
日常生	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身 浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行うものと する。
活上	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとする。
の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うもの とする。
百百	移動・移乗介助	あり
	服薬介助	かり かが必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行うものとする。

	日常生活動作を通じ た訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活 動作を通じた訓練を行うものとする。
機能訓	レクリエーションを 通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体 操などを通じた訓練を行うものとする。
練	器具等を使用した訓 練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知 あり 識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うも のとする。
そ	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活 動等の場を提供するものとする。
の他	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切 な措置を講じるものとする。
	相談及び援助	入居者及びその家族からの相談に応じる。
	设の利用に当たっての ま事項	【施設利用にあたっての留意点】 入居者、身元保証人および入居者の家族は、居室等および共用施設等を別紙「居室等および共用施設等の利用細則」の定めに従い、利用するものとする。 【外泊】 入居者は、外出(短時間のものは除く。)または外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、本ホームへ帰着する予定日時などを本ホームに届け出ならない。 【面会】 本ホームの職員は、入居者が来訪者(入居者以外の者である予定日時などを本ホームに届者が来訪者(入居者以外の下本条において入居者の生活支援以外の目的で来訪される者をいう、政認をする場合がある。 【宿泊】 入居者は、入居者の居室または共用施設におがある。 【宿泊】 入居者は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設においる場合がある。 【宿泊】 入居者は、入居者の居室または共用施設においる場合がある。 【宿泊】 大居者は、あらられてる場合がある。本ホームに届け出るものとは、別紙「宿泊の間における。 「非常災害対策」 本ホームは、別紙「宿泊設備の利用料金」に定める。 「非常災害対策」 本ホームは、非常災害が発生した場合は、あらいじめ策定した消防計画に従い、大居者の避難等適切に対応する。本ホームは、非常災害に備えて地域的力機関と連携を図るともに、定期的に消防訓練(消火訓練・通報訓練・避難訓練)その他必要な訓練を行う。
心身	アの状況の把握	運営管理規程別紙⑤
居宅携	三介護支援者等との連	本ホームは、事業に当たっては、本ホーム所在地の市区町村、介護 老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関、居宅介護支援・ 介護予防支援事業者、他の居宅介護・介護予防サービス事業者、保 健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努める とともに、安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

施設における衛生管理等	【衛生管理】 本ホームは、指定特定施設入居者生活介護等を提供する施設、設備および備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。本ホームにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
従業者の禁止行為	従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
サービスにあたっての留意事項	①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があっただきます。被保険者の住所などに変更があったがきます。をでは速やかに当事業者にお知らせくだ場合は、利用者の意思を踏えて、当時では、当時では、大きないに当該申請が行われるようがは、利用者の意思をでは、一般では、大きなのでは、大きないいのでは、大きないいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いいのでは、大きないのでは、いいのでは、大きないのでは、いいのではないいいいいのではないいいいいいいいいいいいいいいのでは、いいいのでは、いいいいいいいいいいいいいい

(禁止または制限される行為)

- 1 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以外 の第三者に居室その他の本ホームの施設を使用させること。
- (2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること (特定施設入居者生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含む)。
- (3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。
- (4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を及ぼすとの威勢を示すこと。
- (5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をかける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支障をきたす行為。
- (6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。
- (7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
- (8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- (9) 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近隣に迷惑を与えること。
- (10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。
- (12) その他運営・管理規程に違反する行為。
- 2 入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
- (2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為をすること。
- (4) 著しく粗野なもしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示す ことにより、本ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行 人、または事業者の職員に不安を与えること。
- (5) 本ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、または本ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

その他運営に関する重要 (8) 事項 と。

その他運営に関する重要事項	3をた取(1本居(2宣(3の(4こ(5助(6る4第行5す項6つ場(1絡(27反入入得、り) 水室) 伝) 改) と)・) そろ2為入る、入い合) 方) 入し居居る事消居一内本・本造動。入舊運他居おに者力3者に基内、法事居まな者と者こ、のの一告一を(者) との者よよに者が項は、本者各者にどれ、なはと共運持ム等ム件第一がの管為)第当貨いよっらな「費」(第八人ので)。	用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、に支障がない限りの入居者個人の衣類や家具備品の込みは除く)。 りにおいて、営利その他の目的による勧誘・販売・活動を行うこと。 り増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作 模様替え、敷地内において工作物を設置すること。 1項第(10)号に該当する場合は除く)を飼育する 人居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介 的で居室内に居住または宿泊させること。 里規程等において、事業者がその承諾を必要と定め
短期利用特定施設入居者 生活介護の提供	なし	
人員配置が手厚い介護 サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) 3: 1 以上

## (医療連携の内容)※治療費は自己負担

医格士拉	救急車の手配、	入退院の付き添い					
医療支援	その他の場合	:					
	名称	医療法人 内藤会 内藤クリニック					
	住所	大阪府枚方市伊加賀西町51-25	大阪府枚方市伊加賀西町51-25				
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	筋刀四谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	医療法人 亀寿会 亀岡内科	医療法人 亀寿会 亀岡内科				
	住所	大阪府枚方市西禁野2丁目2-15	大阪府枚方市西禁野2丁目2-15				
協力医療機関	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	医療法人社団 交鐘会 あおぞら在宅診療所 大阪ねやがわ					
	住所	大阪府寝屋川市大利町10-10 小林ビル4階					
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	なし						
新興感染症発生時に 連携する医療機関	名称						
	住所						
	名称	医療法人 顕樹会 本田歯科枚方クリニ	・ック				
協力歯科医療機関	住所	大阪府枚方市岡東町14-50 三和ビルタ	401				
<b>መノノ困 (イ) 区7年(茂) 美</b>	協力内容	訪問診療					
	m / J Y Y <del>合</del>	<b>その他の</b> 場合:					

## (入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

WELL THE STATE OF	【仕か省えを行つしいない場合は自略】
入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合
八百夜に百里で圧が有んる物日	その他の場合:
判断基準の内容	(事業者からの申し出による移り住み) 1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供を言いまでは必要となる介護サービスの提供事情にる場合を言れている。とせる。またはその他の事情であり、入居者を変更できるる必要があると判断する更には、不同年室を変更がきるとなる場合には、不同年室を変更がある。とする。なおおおおりに、不同年室を変更がある。とり、入居室を変更がある。とり、大田を書きをできるも場合は、不可に、大田を変更がある。とり、本の各号に掲げるすべての手続きを行うとのを見を聴く、の各号に掲げるすべての手続きを行うとのを見を聴く。 (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容にて、説明意を記載した変更まないが、大田を設めて、の内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身元保証人の同意を記載した変更まなができる。にの居室番号、月額費用等を記載した変更またにより清算をした。の方により清算をした。の方により清算をした。の方により清算をした。の方により清算をした。の方により、必要を記載したの方により清算をした。の方により清算をした。第40条第2項で、の方により居室を変更する場合、第40条第2項で、入居者および身元保証人は、事業者に対し、たらにいる表別にはより、大田を記している。なが、大田を記している。なりは、本本にはいるである。を発えば、本本にはいるである。ないが、大田を記している。とする。またはりまれば、ままなりによるを発にした。の変更を請求したが、大田を記している。ままないり、大田を記している。ままないが、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記しているでは、大田を記しているでは、大田を記しているでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記しているでは、大田を記しているでは、大田を記している。まないの方にはいるでは、大田を記しているでは、大田を記しているでは、大田を記しているでは、大田を記しているの方によりにはいるでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記している。まないのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田を記しているのでは、大田をでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、大田をいるのでは、まれば、大田をいるのでは、まれば、大田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をいるのでは、本田をは、本田をいるのでは、本田をい

		_				
判断基準の内容		2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。 4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項(明渡しおよび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。				
手続の内容	1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 4 入居者および身元保証人の同意を得る。 5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。					
追加的費用の有無		なし	追加費用			
居室利用権の取扱い		住み替え	と後の居室に	<b>二移行</b>		
前払金償却の調整の有無	前払金償却の調整の有無					
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減		
	便所の変更	なし	変更の内容			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容			
	洗面所の変更	なし	変更の内容			
	台所の変更	なし	変更の内容			
	その他の変更	なし	変更の内容			

## (入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護
留意事項	原則として要介護認定において、要支援または要介護と認定された 満65歳以上の者
契約の解除の内容	(事業者の契約解除) 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。(1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。(2)第30条(入居までに支払う費用)に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき(3)第31条(入居後に支払う月額費用)に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。(4)建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。(5)2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。(6)入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料者人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(7)入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料者人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(8)第6条(譲渡、転借等の禁止)または第25条第1項、第3項、第4項(禁止または制限される行為)の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しなりとき。(9)その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。

契約の解除の内容	のすが協け3当す(1がと(2行4場す(1な解室2は03表直4的すが協け3当す(1がと(2行4場す(1な解室2は03表直4力。いしす業たこ、明。第を業入長者居民とす明居業を居民本が事場、期者とと1た 2つ者居をかる解こ渡が者を者保本居が業合移日はきが1と 5た、者負ら、除とさ、がっよ)約は、場はは先決し、き、き、第とっまわの『日がな真入て『にを真場はは先決し、き、き、第とっまわの『日がな真入て『にを真りないは、	合、、の定入何る(、 第き本たな契事のでけ前居、事反解前は入入確に居ら。反ま 2。条はい約業3きれ項者解業す除項身居居保おまの 社た 項 第身。解そ0るば書の除てるす基元者者にいる権 6は 各 1元 除2日。な書退さて事る基	対して、事業者の定める書面をもって、少前に申し入れを行うことにより、本契約を入居者は、事業者に対し、解除日までに居らない。 面を提出しないで居室を退去した場合に 会去の事実を知った日の翌日から起算して3 れたものとする。 ついて、第11条(反社会的勢力に関する 実が判明したときは、何ら催告を要さず、
<b>車光子はよる 細めたしま</b>	解約条項		入居契約 第35条に記載通り
事業主体から解約を求め る場合	/JT/N 7 / N . K		
	解約予告期間		なし
入居者からの解約予告期間		少なくと	: も解除日の30日前
体験入居	あり	内容	期間:6泊7日を限度とする。 費用:費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税込) その他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費)
入居定員	49	人	
その他			

### 5 職員体制

### (職種別の職員数)

		職員数	(実人数)			
		合計 "			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1.0	
生活	相談員	1	1	0	1.0	
直接	処遇職員	18	15	3	17. 1	
	介護職員	15	13	2	14. 5	
	看護職員	3	2	1	2.6	
機能	訓練指導員	1	0	1	0.1	
計画	作成担当者	1	0	1	0.9	
栄養	士	委割	光(SO	MPOケ	アフーズ株式会社)	
調理	員	15	0	15	6.8	
事務	 員	0	0	0	0	
その他職員 0		0	0	0	0	
1 週	間のうち、常	勤の従業	者が勤務	<b>済すべき</b>	寺間数	40 時間

### (職務内容)

管理者		従業者の状況等の一元管理及び入退去に伴う相談業務やその他運営全般業務						
生活	相談員	入居者又はその家族への相談業務						
直接	処遇職員							
	介護職員	身体援助、生活援助を含めた介護サービス全般						
	看護職員	医療行為、その他健康管理						
機能	訓練指導員	日常生活を営むために必要な機能を改善や現状維持のための指示・指導						
計画	作成担当者	ケアプラン作成業務						
栄養	士	_						
調理	員	_						
事務員		_						
その	他職員	_						

## (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	/佣/与
介護福祉士	9	9	0	
介護福祉士実務者研修修了者	3	3	0	
介護職員初任者研修修了者	0	0	0	ヘルパー2級含む

### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	0	1	
理学療法士	0	0	0	
作業療法士	0	0	0	
言語聴覚士	0	0	0	
柔道整復師	0	0	0	
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	
はり師	0	0	0	
きゅう師	0	0	0	

### (夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(16時~翌10時)							
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)				
看護職員	0	人	0	人			
介護職員	2	人	1	人			
生活相談員	0	人	0	人			
		人		人			

### (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護	契約上0	)職員配置比率	3:1以上	
の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 (一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略)	実際の配 (記入日	己置比率 日時点での利用者数:常勤:	2.5 : 1	
<b>カガル、バッ利田利佐会</b> 技	ニルースと	ホームの職員数		人
外部サービス利用型特定施 る有料老人ホームの介護サ		訪問介護事業所の名称		
提供体制(外部サービス利 定施設以外の場合、本欄は		訪問看護事業所の名称		
た地域が行うる 古、本側は	·日 呼口)	通所介護事業所の名称		

### (職員の状況)

	他の職務との兼務			<b>发</b>			なし				
管理	管理者 業務に係る 資格等		あり 資格等の名称		ヘルパー 2 級						
		看護	職員	介護	職員	生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年採用	度1年間の 者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職	度1年間の 者数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
員の人と	1年未満	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
数年した	1年以上 3年未満	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
た経験年数に応	3年以上 5年未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
数に応	5年以上 10年未満	0	0	5	0	1	0	0	1	0	1
じ た 職	10年以上	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0
備考	備考										
従業	者の健康診断	の実施状	沈況	あり							

### 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	居住の権利形態					
利用料金の支払い方式		月払い方式	Ċ			
		選択方式の※該当する方				
年齢に応じた金額設定		なし				
要介護状態に応じた金額	要介護状態に応じた金額設定					
入院等による不在時にお	おける利用料	なし				
金(月払い)の取扱い		内容:				
条件 利用料金の改定			事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が 発表する消費者物価指数および人件費等を勘案			
州州が並り以及	手続き	運営懇談会	きにおい	て説明し、	、その意見を聴いて行うものとす	

### (代表的な利用料金のプラン)

					プラン1	プラン2
7 E	*~~	.VI		要介護度	-	
入居者の状況				年齢	-	
部屋				部屋タイプ	介護居室個室	
				床面積	13. 12∼13. 22 m²	
				トイレ	あり	
居室	の状況	Ţ		洗面	あり	
				浴室	なし	
				台所	なし	
				収納	なし	
1 昆	時占っ	: 八 画	な費用			
八店	は当り	少 安	は賃用			
月額	費用の	合計			191,994円	
	家賃				101,300円	
		特定	施設入居	者生活介護※の費用	別添参照	
	サ		食費(3	0日の場合・税込)	50, 544円	
	1	介	管理費	(税込)	40, 150円	
	ビス	護保			実費	
	ス費用	険				
	川	外				

所号 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 上記表示金額は、消費税込みの表記です。 ○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。

## (利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同 業種の家賃額も勘案して設定				
	家賃の	_	か月分		
敷金	解約時の対	対応			
前払金	_				
食費	食サ外り請 食物 質 質 は	Eれるサー 全般等。 完等で応じる 変金します。 90円 [朝 費:570円	食230円、昼食400円、夕食360円] (税 (税抜)		
	※軽減税率の適用条件は契約書表題部参照				
管理費		と熱費欄!	<ul><li>&lt;道光熱費</li><li>ご記載があるものを除く)、事務経費、衛</li><li>■費、車両費</li></ul>		
状況把握及び生活相談サービス費	_				
電気代	共用部分に 込)/kwh)	ま、管理 ないでいて	費に含む。個人居室の電気料金(37.4円(税 は実費負担		
介護保険外費用	_				
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	デ 別添 2				
その他のサービス利用料	入居後に自 択により事	自立と認定 要支援者 &	,300円/日(税込)(1人あたり) Eされ、継続して入居をし、ご入居者の選 に同等のサービスを受ける場合の費用 Kの自己負担額は含まない		

### (特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬 額)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い 場合の介護サービス(上乗せサービス)	_
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

### 7 入居者の状況

### (入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	3 人
十一图印力门	75歳以上85歳未満	11 人
	85歳以上	32 人
	自立	0 人
	要支援 1	0 人
	要支援 2	6 人
要介護度別	要介護 1	8 人
安月喪及別	要介護 2	6 人
	要介護3	8 人
	要介護 4	11 人
	要介護 5	7 人
	6か月未満	7 人
	6か月以上1年未満	6 人
入居期間別	1年以上5年未満	27 人
	5年以上10年未満	6 人
	10年以上	0 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	人 / 人
入居者数		46 人

### (入居者の属性)

性別	男性		9	人	女性	37 人		
男女比率	男性		19.5	%	女性	80.4 %		
入居率	93.8	%	平均年齢	86.8	歳	平均要介護度	2. 72	

### (前年度における退去者の状況)

	自宅等	1 人
	社会福祉施設	2 人
退去先別の人数	医療機関	3 人
	死亡者	5 人
	その他	5 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		11 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		自宅復帰、他施設への転居、医療機関への入院等

### 8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・事故・虐待等に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口				
電話番号 / FAX		0120-65-1192 /				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	-				
	日曜・祝日	-				
定休日		土日祝日・年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。				
窓口の名称(事業所)		そんぽの家 枚方西(生活相談員)またはご要望カード				
電話番号 / FAX		072-861-3711 / 072-861-3712				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日		なし				
窓口の名称 (保険者市町村)		枚方市 健康福祉部 介護認定給付課				
電話番号 / FAX		072-841-1460 / 072-844-0315				
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体)	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)				
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /				
対応している時間	平日	9:00~17:00				
定休日		土日祝日				
窓口の名称(利用者保険者	(上記以外))					
電話番号 / FAX						
対応している時間	平日					
定休日						
窓口の名称(苦情)		枚方市 健康福祉部 介護認定給付課				
電話番号 / FAX		072-841-1460 / 072-844-0315				
対応している時間	平日	9:00~17:30				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称(事故)		枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課				
電話番号 / FAX		072-841-1468 / 072-841-1322				
対応している時間 平日		9:00~17:30				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称(虐待の場合)		枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課				
電話番号 / FAX		072-841-1401 / 072-841-5711				
対応している時間	平日	9:00~17:30				
定休日		土日祝日・年末年始				

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	福祉事業者賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュア	ルに基づき、速やかに対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

### (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	の場合	意見箱の設置	
利用者アンケート調査、意			実施日	随時	
見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況	あり			あり	
1年 9 の 収配の入代化			結果の開示	開示の方法	運営懇談会等
		あり	の場合		
第三者による評価の実施状	なし		実施日		
況			評価機関名称		
			結果の開示		
				開示の方法	

### 9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
重要事項説明書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

### 10 その他

		_								
		あ	りの場合							
			開催頻度	年	2 回					
運営懇談会	あり		構成員	入居者、家族、	施設長、	職員、	民生委員等			
			しの場合の代替 置の内容							
	あり	虐	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催							
高齢者虐待防止のための取組	あり	指	指針の整備							
の状況	あり	定	期定期な研修の	<b>実施</b>						
	あり	担	当者の配置							
	あり	身	体的拘束等適正	ヒ検討委員会の	開催					
	あり	指	針の整備							
5. 保护护士の文子ル族の氏物	あり	定	期的な研修の実	<b></b>						
身体的拘束の適正化等の取組 の状況	,		急やむを得ない。 を制限する行為				入居者の行			
	あり		身体的拘束等を 居者の状況並ひ 由の記録				あり			
	あり	感染症に関する業務継続計画								
	あり	災害に関する業務継続計画								
業務継続計画(BCP)の策	あり	職	職員に対する周知の実施							
定状況等	あり	定	期的な研修の実	<b></b>						
	あり	定	期的な訓練の実	<b></b>						
	あり	定期的な業務継続計画の見直し								
提携ホームへの移行	なし		りの場合の提携 ーム名							
個人情報の保護	び入居努め、から会には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	者人令ある場	にびその職員は、 つ家族に関する和 号者もしくは他の こ基づく場合、注 る場合または当記 場合を除き、契約 はない。	密および個人情 入居者の生命・ 令により許容さ 秘密もしくは個	<sub>青報につい</sub> 身体・精 いれている 同人情報 <i>の</i>	ヽてはる 神に危 る場合等 ○主体の	たの保護に 険がある場 等、正当な )事前の同			
緊急時等における対応方法	すみや	事業者は、入居者の急病、事故による負傷、その他必要な場合は、 すみやかに入居者の主治の医師(以下「主治医」という)または協 力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。								
大阪府福祉のまちづくり条例 に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容								

営	方市有料老人ホーム設置運 指導指針「規模及び構造設 」に合致しない事項	なし					
	合致しない事項がある場合 の内容						
	「8.既存建築物等の活用						
	の場合等の特例」への適合 性	代替措置 等の内容					
	不適合事項がある場合の入 居者への説明						
上項	記項目以外で合致しない事						
	合致しない事項の内容						
	代替措置等の内容						
	不適合事項がある場合の入 居者への説明						

添付書類:別添1 (事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス)

別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

別添3 ((介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表)

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定に 基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

 説明年月日:
 年
 月
 日

 法 人 名 :
 代表者氏名:

 事業所名:

 説明者氏名:

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス、医療サービス等、その他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

 (入居者)

 住 所 :

 氏 名 :

 (入居者代理人)

 住 所 :

 氏 名 :

### (別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	事業所	一覧参照
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	あり	事業所	一覧参照
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>	<u> </u>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		事業所	一覧参照
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	あり	事業所	一覧参照
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	事業所	一覧参照
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
<第1号事業>	•		
予防訪問事業	あり	事業所	一覧参照
予防通所事業			
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			

## 事業 所一覧

サービス	事業所番号	所在地
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 4 0 8 6 1 9	〒573-0065
入居者生活介護	そんぽの家 枚方西	大阪府枚方市出口一丁目5番50号
口点人类土场	2 7 7 2 4 0 4 7 4 1	〒573-0065
居宅介護支援	SOMPOケア 枚方公園 居宅介護支援	大阪府枚方市出口一丁目5番25号
訪問介護	2 7 7 2 4 0 4 7 0 9	〒573-0065
予防訪問事業	SOMPOケア 枚方公園 訪問介護	大阪府枚方市出口一丁目5番25号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 2 4 0 0 9 3 5	〒573-0065
訪問介護看護	SOMPOケア 枚方公園 定期巡回	大阪府枚方市出口一丁目5番25号

# 介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	É	立	要支	:援1	要支	援 2
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>						
〇巡回						
昼間 9:00 ~18:00	_	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	<del>_</del>
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込
 〇入浴	浴室使用週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	状態に応じて※4	希望による週3回目から		希望による週3回目から	週2回	・ 希望による週3回目から
清拭	状態に応じて※4	の援助実施は別料金※	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金※		の援助実施は別料金※
  特浴介助	<u> </u>	•	——————————————————————————————————————		——————————————————————————————————————	•
体位交換	_	_	_	_	_	<u> </u>
	   状態に応じて※4	_	   状態に応じて※4		   状態に応じて※4	_
大類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	<u>_</u>	状態に応じて※4	_
タだしなみ介助		<del>-</del>		_		<del>-</del>
	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
行動障害対応※2	状態に応じて※4		状態に応じて※4	<del>-</del>	状態に応じて※4	<del>-</del>
〇機能訓練	_	別料金※1	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	<del>-</del>
○通院の介助			/ 1 \ ~		115	
協力医療機関	_	別料金※1	付添	—	付添	
協力医療機関以外	_		_	別料金※1	_	別料金※1
<ul><li>○緊急時対応</li><li>□ □ □ □ □ □</li></ul>	<u></u>		\		\	
ナースコール	適宜対応	_	適宜対応	<del>-</del>	適宜対応	<b>—</b>
緊急搬送	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	_	実費	_	実費	_	実費
〇理美容	_	実費	_	実費	_	実費
〇代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1
〇日用雑貨費用	_	実費	_	実費	_	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
○生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
○医師の往診	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担
○移送サービス	_	実費	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時 対応として行います。		協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時 対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
 ○入院中の生活援助	_	□ 料 ◆ ※ 1		□		別料金※1
	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別件並然上
< <b>その他のサービス</b> >  アクティビティ その他サービフ						
アクティビティ、その他サービス ホームが一律に提供する場合	_	実費	必要に応じて	実費	必要に応じて	実費
- ハームが一律に提供する場合 			付添援助		付添援助	
を募集して提供する場合	_	実費	_	<b>※</b> 5	_	<b>※</b> 5

<sup>※1</sup> ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」 の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

<sup>【15</sup>分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

# 介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	·護1	要介	·護 2	要介	護3
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>						
〇巡回						
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	<del>-</del>
○排泄						
排泄介助		_	 状態に応じて※4	_	************************************	_
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
おむつ代	- DOBOC/500	実費/持込	- DOBAC / DOC / 1		- POSTE//0.0 C/•C4	実費/持込
O入浴		天貞/ 內凸	週2回	天貞/ 內凸	週2回	大貝/ 別心
一般浴介助						<i>本切に</i> トスン買2回日から
	週2回 + 3 ※味	希望による週3回目からの採助実施は別料会※	週2回 + 3 ※味	希望による週3回目からの採助宝施は別料会※	週2回 + 3 ※味	希望による週3回目からの採助宝施は別約会※
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金※ 1	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金※ 1	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金% 1
特浴介助	<del>-</del>		<del>-</del>		状態に応じて※4	
○身辺介助						
体位交換	_	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
 衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
身だしなみ介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
○機能訓練	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	<u> </u>
○通院の介助	7//&/IC//00 C/•\4		7/78/1C/00 C/4/4		7/201C/00 C/04	
協力医療機関			 付添		 付添	_
	17 %%	中山北) 令 火 1	17 %%	中山4公会》/1	1.7 \%	
協力医療機関以外	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1
〇緊急時対応 「L 77 "	\ <del>\\</del>		\ <del>\\</del>		\ <del>\</del>	
ナースコール	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	<del>-</del>
緊急搬送	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換 	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	_	実費	_	実費	_	実費
〇理美容	_	実費	_	実費	_	実費
〇代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1
〇日用雑貨費用	_	実費	_	実費	_	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
○生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_
○医師の往診	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担
 ○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>		-				
〇医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担
<u> </u>			   切力医核燃度 \ 投送 取		   切力医痿幽閉 \ 投送 取	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
 ○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて	実費	必要に応じて	実費	必要に応じて	実費
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	付添援助 f -	<b>※</b> 5	付添援助 ————————————————————————————————————	<b>※</b> 5	付添援助 - -	<b>※</b> 5

<sup>※1</sup> ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
  - 薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」 の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。
- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

<sup>【15</sup>分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

# 介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	護4	要介	護 5
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>				
〇巡回				
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
おむつ交換	状態に応じて※4	<del>-</del>	状態に応じて※4	_
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込
〇入浴	週2回		週2回	
一般浴介助	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金※ 1	未入浴時 状態に応じて※4	の援助実施は別料金※ 1
特浴介助	状態に応じて <b>※</b> 4		状態に応じて <b>※</b> 4	
 ○身辺介助	probriego Con 1		DOBAICHO CAN I	
体位交換	************************************	<del>_</del>	   状態に応じて※4	_
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
身だしなみ介助	状態に応じて※4	<u> </u>	状態に応じて※4	_
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_
	状態に応じて※4	<u> </u>	状態に応じて※4	_
 ○通院の介助	1八忠に心じて入4		1八忠に//// (八年	
協力医療機関	 付添		 付添	_
協力医療機関以外		 別料金※1		 別料金※1
		<b>加州並入</b> 1		川竹並 本 1
ナースコール				_
	適宜対応		適宜対応	
糸 <sup>   </sup>	地 且 刈 ル	<del>-</del>	地	_
<u>〜エルケーレス</u> ク ○家事				
清掃(居室)		□		即拟合义1
/   /   /   /   /   /     /     /	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1
ル <u>ルル</u> リネン交換	週2回及び必要時 週1回及び必要時	別料金※1		別料金※1 別料金※1
プネン文授 	週1凹次U'必安时	別料金※1 実費	週1回及び必要時 	実費
		実費	_	実費
	_	<b>夫</b> 貝	_	<b>夫</b> 貝
〇代行 電標		口小小人》1		
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
	_	別料金※1	_	別料金※1
○日用雑貨費用	_	実費	_	実費
< <b>健康管理サービス</b> >	生2回機会を担供	中弗名和	ケン同様会を担供	中弗名扣
○健康診断 	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
	適宜対応	_	適宜対応	_
<ul><li>○生活指導</li><li>○医研究分裂</li></ul>	適宜対応	- 医床患力 J 各 和	適宜対応	一 医库弗力 J 各 +D
○医師の往診		医療費自己負担		医療費自己負担
	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>		医床典力习名和		医库弗力 7.4.17
○医療費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送	医療費自己負担 協力医療機関以外は	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送	医療費自己負担 協力医療機関以外は
○移送サービス	サービスは、上記の緊急時対応として行います。	実費	サービスは、上記の緊急時対応として行います。	実費
○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	_	<b>※</b> 5	_	<b>※</b> 5

<sup>※1</sup> ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」 の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

<sup>【15</sup>分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

### (別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

### 【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等	
入居継続支援加算(Ⅰ)(★)	36	376円	38円	76円	113円	101-04	
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき	
生活機能向上連携加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に 1回を限度)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能 訓練加算を算定の場 合は(I)ではなく(II) を算定、この場合の (II)は100単位)	
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	1050	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	1日につき	
ADL維持等加算(Ⅰ)(★)	30	313円	32円	63円	94円		
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円		
夜間看護体制加算(Ⅰ)(★)	18	188円	19円	38円	57円	101-04	
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	1日につき	
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき	
協力医療機関連携加算	40	418円	42円	84円	126円	ן אוב אפ	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき	

退院・退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円	
	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上 45日以下
看取り介護加算(I)(★)	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上 30日以下
有収り川徳加昇(1八八)	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び 前々日
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	死亡日以前31日以上 45日以下
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上 30日以下
19487月122川井(単八巻)	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	死亡日の前日及び 前々日
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	死亡日
認知症専門ケア加算(I)	3	31円	4円	7円	10円	→1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	Tale ye
高齢者施設等 感染対策向上加算(I)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	TAIC JE
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月に1回、連続する5 日を限度
生産性向上推進体制加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	<b>−</b> 1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	יחוכיי
サービス提供体制強化加算(I)	22	229円	23円	46円	69円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき
サービス提供体制強化加算(皿)	6	62円	7円	13円	19円	
介護職員等処遇改善加算 (I)~(V1~14) 【各事業所で該当区分を記載 してください】	所定単位数[※]の ○/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき

<sup>※(★)</sup>は要介護のみ。

### ② 要支援·要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護	報酬	要支援1	要支援2			
	(1割の場合)	6,532	10,607			
自己負担	(2割の場合)	13,063	21,214			
	(3割の場合)	19,594	31,821			
介護	報酬	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	(1割の場合)	18,068	20,169	22,363	24,401	26,564
自己負担	(2割の場合)	36,136	40,337	44,726	48,802	53,128

<sup>・</sup>上記見積もりは、サービス提供体制強化加算 I、協力医療機関連携加算、夜間看護体制加算(Ⅱ)を含んでいます。

- ・上記以外に別途介護職員等処遇改善加算などを頂戴いたします。
- ・1か月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

<sup>※</sup>介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

## 加算・減算項目の説明 【特定施設入居者生活介護 2024年6月改訂】

### ◇ 入居継続支援加算(I):36単位/日 (II):22単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に、( | )( || )いずれかを加算します。

- **イ 入居継続支援加算(\mathbf{I})**: (1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
  - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
  - b 在宅酸素療法を実施している状態
- c インスリン注射を実施している状態
- (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準(大臣基準告示・四十二の三)のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。
- **□ 入居継続支援加算(Ⅱ)**: (1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であること。
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の5%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
  - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
  - b 在宅酸素療法を実施している状態
  - c インスリン注射を実施している状態
- (3) イ(3)および(4)に該当するものであること。

### ◇ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ):100単位/月 (Ⅱ):200単位/月(個別機能訓練加算算定時は100単位)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、外部との連携により、入居者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

### **イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ):**次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士または医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、ホームの機能訓練指導員等が共同して 入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が 入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ):次のいずれにも適合すること。
- (1) 理学療法士等が、ホームを訪問し、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が 入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容 と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

### ◇ 個別機能訓練加算 (I):12単位/日 (II):20単位/月

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師(以下「理学療法士等」といいます。)を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算します。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、加算します。

### ◇ ADL維持等加算 (I):30単位/月 (II):60単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、以下に掲げる区分に従い、(1)(II)いずれかを加算します。

### **イ A D L 維持等加算(Ⅰ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象者の総数が10人以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したAD値を 控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。
- **ロ A D L 維持等加算(Ⅱ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

### ◇ 夜間看護体制加算 (Ⅰ):18単位/日 (Ⅱ):9単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するものとして、都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合は、( | )( || )いずれかを加算します。

### イ 夜間看護体制加算(1)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

#### 口 夜間看護体制加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)および(3)に該当するものであること。
- (2) 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

### ◇ 若年性認知症入居者受入加算 120単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとのして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、若年性認知症入居者に対してサービスを行った場合に加算します。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

### ◇ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ):3単位/日 (Ⅱ):4単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが別に厚生労働大臣 が定める入居者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

### **イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ホームにおける入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者(以下「対象者」といいます。)の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) ホームの従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) ホームにおける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

### ◇協力医療機関連携加算 (I):100単位/月 (II):40単位/月

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (I)協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項第1号および第2号に規定する要件を満たしている場合
- (Ⅱ)(Ⅰ)以外の場合

### ◇ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するホームの従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに入居者の栄養 状態について確認を行い、当該入居者の栄養状態に関する情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加 算します。

人員基準欠如に該当していないこと。

### ◇ 退院・退所時連携加算 30単位/日

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院からホームに入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院もしくは診療所への入院または介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後にホームに再び入居した場合も、同様とします。

### ◇ 退居時情報提供加算 250単位/回

入居者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の 状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の照会を行った場合に、入居者1人につき1回に限り加算を算定します。

### ◇ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対しサービスを 行った場合に加算します。

- (1) 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護計画を見直すなどサービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

### ◇ イ 看取り介護加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員(新設)その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における 看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること

### ◇ ロ 看取り介護加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

### ◇ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ):10単位/月 (Ⅱ):5単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- イ 高齢者施設等感染対策向上加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- (3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。
- 口 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合に係る実地指導を受けていること。

### ◇ 新興感染症等施設療養費 240単位/日

ホームが、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関 を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1月に 1回、連続する5日を限度として算定します。

### ◇ 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ):100単位/月 (Ⅱ):10単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかの加算を算定します。

イ 生産性向上推進体制加算(1):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (一)業務の効率化および質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保
  - (二)職員の負担の軽減および勤務状況への配慮
  - (三)介護機器の定期的な点検
- (四) 業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化および質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。
- □ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3) 事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

### ◇ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ):22単位/日 (Ⅱ):18単位/日 (Ⅲ):6単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

**イサービス提供体制強化加算(Ⅰ)**:次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
- ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- ② ホームの介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- (2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。
- (3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- **ロサービス提供体制強化加算(Ⅱ)** :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること
- **ハサービス提供体制強化加算(Ⅲ)** :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 次のいずれかに適合すること。
  - ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
  - ② ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ③ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること

### ◇ 介護職員等処遇改善加算 (I):12.8% (II):12.2% (III):11% (IV):8.8%

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

### ◇ 人員基準欠如に該当する場合 所定単位数×70%

看護職員または介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合(人員基準欠如)は、所定単位数の70%の額を算定します。

### ◇ 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数×10%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

### ◇ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数×1%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

### ◇ 業務継続計画未策定減算 所定単位数×3%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。